

Title	「人口論」の原理と政策
Sub Title	
Author	津田, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.2 (1923. 2) ,p.219(61)- 243(85)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230201-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

京都帝國大學 經濟學部 助教授 汐見三郎新著

# 經濟統計研究

菊版クローリス  
四百參拾頁  
定價金參圓八拾錢  
送料貳拾參錢

經濟學上の特殊問題に關する統計的研究

從來の經濟統計は、結論たる數字を漫然羅列するに止まり、かの學術研究に最も重んずべき批判的態度を閉却してゐる。余の研究は全くこれを行き方を異にするのである。……著者序文の一節

法學博士 小川郷太郎先生著

## 租稅論 總租稅

菊版 脊皮  
約八〇〇頁  
定價 金八圓五拾錢

本書は租稅論を歴史的、比較的研究方法に依つて闡明し、難澁の問題を解き去つて更に疑點を留めない、最近我財政學界に於ける比類なき大文字である。

京大教授 小川郷太郎著 稅制整理論 菊判美裝  
法學博士 大森研造著 會計學概論 菊判美裝

近刊

### 雜錄

#### 「人口論」の原理と政策

津田 誠 一

私はマルサスの「人口論」を第一人口の原理、第二社會政策、第三哲學的根抵の三方面より觀察したいと思ふ。其理由は、第一の人口の原理の當否は第二の社會政策を改變したる後に於て始めて之を決定す可きものである。且つ第三の彼れの倫理哲學より云ふも、其社會政策は今日當然改變す可き時期に到來してゐると解釋するのが、私の根本の論旨であるからである。思ふにゴドホーンが奔放不羈の空想を描出して觀者の詩的情感を滿悦せしむるに反し、マルサ

スが厳正に自然の暗黒面を賞寫して陰慘の氣人に迫るものあるは、冷靜着實なる研究的態度に於ては到底同日の論にあらざるに拘らず、前者の愛好せられ後者の嫌惡せらるゝ、因由となつた。然もマルサスに従へば事實人生に悲觀的色彩の存するに依り之を如實に表現せるに過ぎないのである。彼は云ふ「余は人類並に社會の完全性に關する幾多の論説を味讀し、其演述する所の魅惑的光景に慰安と嬉喜を覺えた。余は斯の如き光輝ある發展を熱心に希求する。然し余は其途上に重大なる、且つ余の見解を以てすれば到底克服し難き障礙の介在するを認むるものである。」(Malthus: The Principle of Population. Ashley's ed. p. 4) 而して其障礙は即ち人口の原理に起因するものである。彼は次の二前提より出發する。  
第一、食物は人類の生存に必要である。

京都市西院 內外出版株式會社 振替 大坂 五九番

第二、兩性間の情欲は必然にして、且つ略、現状を維持す可きものである。

以上は、彼に従へば、「有史以來人性に固有の法則である。而して吾人は今日まで是等の法則の上に何等の變化を見ざりしが故に、當初宇宙の組織を創定し且つ其被造物の幸福の爲今尙一定の諸法則に依つて之を統裁する神の力の直接に働かない限りは、將來に於ても是等の法則が今日と變異する所ある可し」と斷言する権利を持たない。

而して前掲二個の法則の中、第一則、即ち人類は食物無しに生存は出来ぬとの説に對しては異論あるを聞かざるも、第二則に關してはゴドホンの反對説がある。即ち氏は兩性間の情欲が將來或は絶滅の期ある可きを想像してゐる。然し事實「兩性間の情欲は、絶滅の方向に向つては從來寸毫も其歩を進めてゐない。否今日に於て

人類の生存には食物を必要とするのは人性に固有の法則であるから、前掲二個の異なる増加力の結果は常に均衡を保たねばならぬ。是れ即ち人口の増殖が食物獲得の困難の爲に、不斷に強く制限せらるゝ事を意味するのである。此困難は何處にか落下する。而して人類の多數に依つて痛感せられねばならぬ。

之を動植物の世界に見るに、自然は種子を地上に撒布する事極めて豊富且つ自由ではあるが、之に對する場所及び養分に至つては甚だ吝嗇である。若し是に與ふるに充分なる場所及び養分を以てするならば、數千年の間に數百萬の世界を充塞するに至るであらう。唯普遍的不可抗的自然法則たる「必要」の爲に一定の領域内に控制せられるのである。動植物は此大制限法の下に委縮する。而して人類も亦、如何に其理性を用ふるも此法則より遁逃する事は出来ない。

も尙三四千年の昔と同一の勢威を振るつてゐる。勿論個人的例外は常に存在する。乍併、例外が漸時其數を増加する氣色は無いから、隨つて單にかゝる例外の存在する故を以て將來是等の例外が原則となり、原則が例外たるに至る可しと云ふは頗る非科學的論法と云はなくてはならぬ」(pp. 67)。

かく二前提の眞實なる所以を説いてマルサスは人口と食物の増加率に關し、後に論難の一標的となれる有名なる數學的直喩を試る。曰く「人口の増加力は土地が人類の生存資料を産出する力よりも無限に強大である。人口は制限を受けざる時は幾何級數を以て増殖するに反し、生存資料は僅々算術級數を以て増加するに過ぎない。多少とも數の觀念を有する者は、前者が後者に比して遙に優越する所以を見る可きである。」而して人生の禍因は爰に發生する。何となれば

其結果、動植物界に在りては種子の浪費、疾病及び夭折となり、人類に在りては慘禍並に罪惡となるのである。而して前者則ち慘禍は絶對的必然的結果であり、後者則ち罪惡は又最も可能的結果である。」

之を要するにマルサスに従へば「人口増殖率と土地の生産率とが自然的に不平等なる事、並に人性固有の法則に依り是等兩個の力の結果が常に平均するを要する事實は、洵に社會完成の途上に横はる一大障礙である。隨て全ての人々が安樂幸福に且つ比較的閑散に生活し、而して彼等自身並に其家族に對して生存資料を保留するに何等の不安を感ぜざる如き社會の成立は到底期待するを得ない」と云ふのである(Malthus: op. cit., pp. 78)。以上は「人口論」第一版第一章の梗概であつて、同時に全編の要旨を包括してゐる。彼は是より巨細に之を敷衍する。

二

彼れが人口増加の速度に關しては其實證を亞米利加に求め、食物増加の速度に關しては其適例を英國に取つたのは後人論難の一因由となつたのであるが、兎に角かゝる増加力の相違あるに拘らず、事實甚だしき人口過剰に陥らないのは、彼に従へば、之を制限する二個の作用が存在するからである。換言すれば將來に於る子女扶養の困難を豫見するより起る豫防的制限、及び既存の人口過剰より結果する貧窮、疾病、戰爭、飢饉等の形に於る積極的制限が是である。

「今、第一の豫防的制限を見るにそは或る程度に於て社會の全階級に行はれてゐる。假令最上流に位する者と雖失費の増加に對する危懼と、家族維持の配慮より生ずる快樂の減少を嫌忌する爲、結婚の躊躇といふ形に於て現はれてゐる。かゝる顧念は上流階級に在りては微力に停まる

生ずる必然の結果は罪惡であつて全世界の隨所に汎濫してゐる。而してそは常に男女兩性を名狀し難き不幸に沈倫せしむるものである。」(Malthus: op. cit., pp. 20-23) 約言すればマルサスは豫防的制限は必然、私通、胃潰、墮胎、不自然的遂情等の罪惡を發生せしむるものと思惟するのである。

第二の積極的制限に至つては慘狀殊に顯著なるものがある。それは常に主として下層社會に起る事實であつて、兒童の死亡率は生活難の爲其子女に適當の衣食住を支給し能はざる底の社會に於て最大多數に達してゐる。若し貧窮のみを以て人口を減退する能はぬ時は、疫癘飢饉等の他の形態に於る積極的制限を餘儀なくする。抑々人類の罪惡は人口減退に關する有力なる機關であつて巨大なる破壊軍の急先鋒をなし、それのみにて屢々恐怖す可き活躍を爲すものであ

が、下層階級に至るに従つて愈々其影響を加重するのである。例へば拾八片の日給を得る勞働者が獨身生活をなすに於ては相當の餘裕を有す可きも、是を以て四五人の家族を扶持せんとするには困惑を感じるであらう。固より彼は其愛人と同棲せんが爲には其生活を緊縮し、尙一層の勞働に堪ゆ可きも、彼にして多少の思慮を有するならば平時は兎に角一旦逆連に際會せば、如何に節約し如何に努力するも所詮妻子を飢渴に泣かしむるに至るを想定するであらう。僕婢階級に至つては結婚を躊躇する事更に甚だし。蓋し彼等は商算にも農耕にも何等の知識或は資本を有せず且つ是に慣熟しないから、隨つて日毎の麴麩を得る望み皆無なるを以てである斯の如く社會の大部分が未來の暗影に妨げられ獨身に甘んずるものである。然も性欲は人類に固有の屬性であるから、かゝる結婚の抑止から

る。然し萬一彼等が其破壊戰に失敗する場合に於ては、不良の季節、流行病、傳染病、其他諸般の疫癘、中軍として併び起り、巨萬の人口を剿滅する。然も其成功尙不充分なるに於ては、巨大不可抗なる飢饉の殿軍は、逞ましき一撃を以て人口を食物の平準にまで減退せざれば歇まなつのである。そこで次の三命題を樹立する事が出来る。

- 一、人口の増殖は必然生存資料の分量に依いて制限せられる。
- 二、生存資料の増加は不可抗的に人口の増殖を誘致する。
- 三、罪惡と慘禍の爲に、優越せる人口の増加力は控制せられ、實際の人口は生存資料の分量と平均せられる。(Malthus: op. cit., pp. 44-45)

今此命題に立脚してゴドキンの社會改造論に

轉向すれば、マルサスの批判の趣意も略察知する事が出来やう、以爲らく「ゴドキンの所論の最大誤謬は、文明社會の殆ど全ての罪惡慘禍を人爲的制度の責に歸する一事である。若し此見解が眞正ならば、現世より一切諸惡を掃蕩する事も不可能なる企及ではない。而して理性は、此目的を達成するに最も有力適當なる手段でもあらう。然し事實は是に反してゐる。一見社會の多くの害惡は、人類を禍する明白有力なる原因たるの觀あれども、實は是等は輕微なる皮相の原因であつて、人類の源泉を汚濁し全人生を墮落せしめる潜在的深因に比すれば、表面に浮動せる羽毛に過ぎない。」人爲的制度を撤去するも更に其奥に人口過増の傾向と云ふ人性固有の不可抗的禍因が伏在する。隨て慘禍なく罪惡なく明智の人々相寄りて悠悠快適するが如きゴドキンの理想とする社會は、假令一旦成立するも須

臆にして崩潰す可きと同時に、同一の道理は到底彼れの理想境が出現の期望なき空中樓閣に外ならぬ事を證明するものであると(Malthus: op. cit., p. 47 seq.)。

今如説の論旨が一切の改造運動に對して、憂鬱なる陰翳を投ずるものなるは喋々を要しない。然るに彼は第二版以降、所謂道德的抑制の追加に依つて著しく其暗影を稀薄ならしめた。

三

ゴドキンの主張する人類の完全性、及び是に基く理想社會の期待を打破するのが最初の主旨であつた。それが爲にはゴドキンの高調する理性の力に、聲を揃へて共鳴してゐては埒があかない。勢ゴドキンの輕視する人類の醜惡性を極力力説するの必要があつたのである。然も是が爲に彼は不知不識の間に一方に彎曲せる弓を矯めんが爲、餘りに他の一方に枉屈する誤謬に陥つた。彼れが其人口論を永久的に價値づける爲には、一論争より轉換して一般の問題と看做し、全幅の眞理の上に立論しなくてはならぬ。第二版の修訂は此意に出でたものであつて、其量に於て激増すると同時に其質を一新せしめたのが即ち道德的抑制の認容である。

凡そ討論に方つては人は必ずしも全幅の眞理を等しく開陳するものではない。彼は論敵の無視若しくは輕視せる眞理の闡明に最も力瘤を入れ、論敵の高調する眞理に關しては、決して之を拒否すると云ふにあらざるも既に熟知せられたる眞理として、論陣の表面より遠ざける事は有り得可き事、又有り勝ちの事である。マルサスのゴドキンに對する態度が是であつた。彼は

「道德的抑制とは豫防的制限の一種であつて、其結果の罪惡に陥らぬもの」(Malthus: op. cit., p. 90) 即ち「結婚を抑制し、然も不正常的な情

欲の遂行を伴はざる行爲」(Gibb ed. Ward & Lock Co's ed. p. 6) 又は「吾人が家族を扶養し得る程度に達するまで結婚を抑制し、然も其間道德的行爲を嚴守する事」(Ibid. p. 406)を意味するのである。

「道德的抑制とは豫防的制限の一種であつて、其結果の罪惡に陥らぬもの」(Malthus: op. cit., p. 90) 即ち「結婚を抑制し、然も不正常的な情

増の傾向は所詮動かす可からざる先天的範疇であるにしても、是を制禦する結果が必ずしも罪

爰に於てか何人も批評者マルサスの地位が、被批評者ゴドキンのそれと甚だしく相接近するに至つたのを觀るであらう即ち第一版に於てマルサスは、兩性間の情欲を以て必然にして抑制し難き人類の先天性に基く固定の法則であるを明確に斷定したるに拘らず、今第二版に於ては此の如き人性固有の抑制し難き情欲を抑制して、獨り正常の子女のみでなく又私生兒の過産をも防止し、然も悪行に汚瀆せらるゝ事無き道德的抑制を認容且つ懲蕩するものであるから、人口過

悪或は慘禍を招徠しないで済む道理である。既に罪惡並に慘禍を避け得る以上、人類並に社會が完璧の境に達する事も全然絶望とは云へないからである。それ故に Bagehot は、「其最初の態様に於ては「人口論」は議論として決定的のものであつた。唯それは誤まれる事實の上に立脚してゐた。其第二の態様に於ては、それは眞正の事實の上に立脚するが、議論としては完結してゐない。」蓋しマルサスは道徳的抑制の招入に依つて「其全論旨の根據を顛覆せしめた。若し此種の道徳的自制の原理ありとすれば、彼は最早ゴドキンを駁撃するわけには行かぬ。又人類並に社會完成の夢想を打破するものでも無い。若し完全有徳の團體が其成員を制限し得るならば彼等は其義務を他の義務と同様に遂行するであらう。随つてゴドキンの説く共產團體を破壊するが如き不可抗的法則は無く、それは人口と食

糧を調節して永久に存続する事が出来るわけである」と評してゐる(Bagehot: Economic Studies, p. 137)。又マルサス自身も初版の標題に於る「ゴドキン氏、コンドルセイ氏、並に其他の著作家の思索に關する研究」なる附言を抹消して「人口の原理に關する一論。一名、其人生の幸福に及ぼす過去並に現在の影響に對する見解、附其惹起する害惡を、將來除去或は軽減す可き希望に就きての研究」 An Essay on the Principle of Population; or, a View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Enquiry into our Prospects respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions と改題してゐる。

乍併、之を以て直にマルサスがゴドキンとの論争に降伏したものと思惟するは早計である。人口過増の傾向がマルサスの所言の如く實在す

るものと假定して、此傾向を單に道徳的抑制と云ふ普及し難く嚴守し難い一法に依つて完全に制限し得るや否やは頗る異論の餘地ある可く、後世の所謂新マルサス主義も爰に其淵源を發したたのであるが、かゝる懸念はマルサス自らも暗に抱いてゐたやうに思はれる。彼れが道徳的抑制の効果を説くや、甚だ心細く覺束無く、辛うじて見出した遁逃の一路も前途の光明の微弱であるのは、彼れの議論の趣旨よりも、彼れの議論の調子に於て明に看取せられる。要するに彼は道徳的抑制の招入以後と雖、全然悲觀的光彩を一掃したので無く、唯第一版の極端なる悲觀論と比較する時は餘程其色彩を稀薄ならしめたと云ふに停まるのである。随つて彼は到底ゴドキンの如く、人性を極端に樂觀して奔放なる空想裡に嬉遊するを得なかつた。此心事こそゴドキンが無政府共產主義の提唱者たるに對峙し

て、マルサスが徹頭徹尾資本主義的經濟組織の擁護に終始せる理由を語るものである。私は茲に研究の第二段に入り「人口論」の社會政策的方面を省察する順序となつた。

#### 四

マルサスは罪惡及び慘禍を招徠せずして人口過増の傾向を防遏す可き唯一の策として道徳的抑制を追加したが、尙人性に關する觀察に就いてゴドキンとの間に著明なる杆格を存してゐる。此杆格が依然社會政策上兩者をして相背馳する方向に走らしめたる根本原因である。其第一の特徴は、ゴドキンの共產主義謳歌に對するマルサスの私有財産是認論に於て窺知する事が出来る。蓋しマルサスに従へば、人類の醜惡性の顯著なるに反し、其理性力は甚だ薄弱であるから、折角招入したる道徳的抑制も、極力之を奨勵す可き制度の維持に務めざれば其完全なる發

揮を期し難い。而して私有財産制度は最も此目的に適合せるものである。以爲らく「早婚の傾向に對して何等かの抑制を加ふ可き事の既に絶對的に必要なるを知らば、各個人が自己の子女を扶養する責任を有する制度、換言すれば濫りに性欲に耽溺する時は、吾人は自然の結果として生ずる不便及び困窮に屈服するの外、道無きものと爲す制度は、然く自然的に然く公平なるは無く、又然く神の法則並に最も賢明なる人間の制定せる最上の法律と、調和するもの他に無かる可きは何人も容易に首肯する所であらう。」各個人が自發的に道徳的抑制を行ふのは、「全く財産の私有並に相續の制度の施行せらるゝ爲に外ならぬ。而して財産に關し平等並に共有の制度存する所に於ては、かゝる自然的防遏（此場合道徳的抑制のみを意味す）の代りに、是と著しく趣を異にし且つ是よりも著しく不自然なる性

質を有する或る人爲的制限が行はるゝに至るであらう」(Malthus: An Essay on the Principle of Population. 6th ed. Ward & Lock Co.'s ed. p. 33)。故に「何等かの方法に依つて私有財産の基礎を薄弱ならしめ、且つ各個人が其深慮に依つて享受する所の一切の便宜及び利益をば些少にても減少せしむるが如き制度は、取りも直さず性欲を有効に防遏す可きものとして吾人の馮依し得可き唯一の手段を除去するものと云はなければならぬ」(Ibid. ed. p. 33)。

固よりマルサスと雖、ゴドキンの想像するが如く、物資豊富にして萬人平等に自然の恩恵を享受し得るが如き理想社會の出現を可能なりとせば、殊更に私有財産制度を固執するものでは無い。乍併彼に従へば、所謂人口の原理に依り、食物の増加率は人口の増加率に比し遙に低位に存するを以て、到底人類が富裕裡に生活し、各

人平等に自然の恩澤を蒙るが如きは不可能である。随つて私有財産の規定無き時は、萬人悉く腕力を以て各自の些々たる蓄財を擁護しなくてはならぬ。利己心は爰に跳梁し争鬪の諸因は永續し、各人は其肉體の保全に孜々たる結果、一人として其心を思索の世界に悠々自適せしめる事が出来ないであらう」(Malthus: op. cit., 1st ed. Ashley's ed. p. 49)。假令百歩を譲つてゴドキンの理想とする完全なる平等社會が實現したりと假定するも、纏て前述の困難は其社會に壓迫を加ふるであらうと思惟する結果、私有財産制度を道徳的抑制を維持奨励する最善のものとして擁護するに至つたのである。

而してマルサスは土地の改良其他の事情に依り、或る人々の分け前は其必要を充足するより遙に以上に上るに拘らず、利己的精神の支配する社會なれば彼等は報償無しに其剩餘を他に分

與する事の絶無なるを認め、且つ曰く、「斯の如きは固より最も不便なる事情に相違無しと雖、然も是を財産の不安定より生ずる弊害の大なるに比すれば云ふに足りない。其收穫物は倉庫に満ち然も各人の日々食する所は一片の麵麩に過ぎないのに、尙其剩餘を隣人に分配する事無きは明瞭であるが、假令彼れが他人を勞働せしめて其代償として之を與へ、且つ是が爲に他人を隷屬せしむるの傾向を生ずるも、或る人々の全然食を得ずして飢渴に瀕するよりは遙に幸福なりと云はざるを得ない。論じて爰に至れば現今文明諸國に實施せらるゝと大差無き財産制度は、假令多少の缺陷を具備すも雖、尙社會に逼迫し來る害悪を阻止する爲の最良の手段たるを認めねばならぬ」と。(Ibid. pp. 57-58) 約言すればマルサスは人口過増の傾向より發生す可き害悪を可及的減少せしむる最善の制度として、

又道德的抑制認容の後には之を維持獎勵する所の最善の制度として、私有財産制度の保全を極力主張する點に於て終始一貫してゐる。而して彼れの結婚制度擁護論男尊女卑是認論も亦同一の理由より派生せしものである。

## 五

マルサスに従へば、私有財産の法規に次で來る重要問題は男女兩性の結合に關するものである。人類社會を懊惱せしむる困難の眞正の原因を顧慮する者は、自然に次の如き意見を抱懷するに至るであらう。曰く「各人が幾人の子女を出産するも悉く公共の慈恵に依つて扶持せらる可しとの保證ある時は、假令社會の全注意と努力とを土地の開墾耕作に傾注するとも、或は最も完全に財産の安定を保證するとも、其他人類の知識の及ぶ如何なる方法を購するとも、食物の増加は到底人口の増加と歩調を共にする事は

の所より不足の所に自然に到來す可く、各人皆其能力に應じて次代の國民を教育す可しと主張するに反し、マルサスに従へば斯の如きは人口過増を促進する事最も甚だしき社會組織と云はなくてはならぬ。現在の如く一旦結婚したる以上は如何なる事精あるも容易に之を破毀する能はざる制度に於ては何人も輕忽に結婚するを得ざる可きも、何等の制裁なき完全なる自由放任せられんか、各人其子女の扶養に關し毫末も懸念責任を有せざるが故に人皆早婚亂婚を擅にするに至るであらう。一方には人口過増の傾向を有し、一方には之を輕減する原因を全然撤去する時は人口は必然比類なき速度を以て激増す可く、不測の禍其間に生ず可しと思惟するものである。

彼は更に論を進めて云ふ「是等の事情を觀考するに方つて余は貞操の破壊を男子よりも女

不可能となるであらう。此の故に各人をして其子女に對する扶養の責を負はしむるは最も自然の救濟手段と云はなくてはならぬ。然る時は子女を扶養し得る成算無きに拘らず輕舉結婚せる者は其結果非常の耻辱と苦痛を自己及び其子女の上に招徠す可く、隨つて人をして必然此點に慎重の考慮を致さしめ、以て最も有效に人口の増殖を制限し得可しと。されば結婚法を制定するか、或は少くとも各人をして其子女を扶持す可き義務を賦課する法律の規定は既述の困難を胚胎する社會に於て最も自然合理的の處置と云はなくてはならぬ」(Malthus: op. cit., Ashley's ed. pp. 58-59)。即ちゴドキンGodkinは男女の自由結合を呼號し、現存婚姻制度を以て詐偽的獨占的であると非難し、一の婦人が幾人の子女を有する乎、或は其何人に歸屬するかと云ふが如きは何れにても可なり。食糧其他必要の助力は其過剩

子に於て一層屈辱的のものと看做す風習の全く自然に出づるを會得するのである。凡そ婦人自ら其子女を支持するに足る財源を所有するが如きは期待し難き事である。勿論男子と雖其關係せる婦人並に子女の扶養に窮し、自己一身の安きを願つて彼等を遺棄する時は、其子女は必然公共の負擔となるからずんば餓死するの外は無い。隨つてかゝる害惡の頻發を防止する爲、かゝる男子が精神的制裁を加へらるゝは萬人の希望する所である。乍併如上の行爲の弊害は男子に於るよりも婦人の場合に於て一層顯著であり一層必然的である。或る兒童の父は時として判然せざる場合はれ有る可きも其母の不分明なる事は滅多に無い。それ故に婦人がかゝる所業を敢て爲す時は、其犯跡最も歴然たり且同時に社會に及ぼす迷惑も至大であるから、是に加へらるゝ非難も最も峻酷なるは亦是非無き事と云

はなくてはならぬ。」されば「かゝる不行跡に對し社會の男子に加ふる制裁は殆ど皆無と云ふも過言で無いのに、獨り婦人に對しては其制裁嚴重であつて全く社會より葬り去るが如きは疑も無く正義を破壊するの觀あれども、其起源に溯つて觀考する時は、假令全然正常とは云へぬまでも、社會に重大なる迷惑を與ふる事象の頻發を防遏する最も明瞭有力なる手段として自然に發生せるものと觀る可きである」(Malthus: op. cit., pp. 50-60)。「或る種の論者は貞操の徳を以て人為的社會に於る壓制的産物と思惟するも、實は自然の道理に鞏固なる基礎を有するものである。即ち人口の原理より屢々惹起する所の罪惡と慘禍を回避す可き唯一の道德的手段と云ふを憚らざるものである」(p. 101)と。

要之、私有財産制度及び結婚制度の擁護と云ひ又男尊女卑の是認論と云ひ、畢竟人口の原理多様であつたが、就中最も重要な規定は家族の人数に比例して救貧の程度を擴大した事である。而して其背後には人口の膨脹を以て國運隆昌の兆となすマーカンテリズム以降の見解も亦預つて力があつた。例へば「救貧を仰ぐを以て屈辱輕蔑の事と思惟せず、却て正當名譽の事柄と爲さしめよ、然らば大家族を有する事は禍で無く幸慶となるであらう。且自己の勞働に依て自己を維持す可き人々と、多數の子女を産出して國家を富ましめ其扶養の爲に公共の助力を要求する權利ある人々との間を、劃然區別するを得可し」と論ずる學者もあつた位である(Bonar: Malthus and His Work. pp. 29-30)。勿論Pittはスミスの學説を政治に實施したる爲政治家として喧傳せられてはゐるが、然も如上の舊思想が當時の慘狀と相俟つて議會を動かし、救貧法の範圍程度を著しく擴張せしめたのである。然も其

と不可分の關係を有し、人口過増の招徠する罪惡慘禍を極力輕減し、或は唯一の善良なる制限手段たる道德的抑制を間接に維持獎勵す可き最上の制度と思惟する結果であつて、其人類の醜惡性を抑壓して理想的制限を實施せしむる上には是非ともかゝる制度の刺戟に俟たねばならぬと考慮せる點に於て、ゴドキンの如き極端なる人性樂觀と相乖離する證左を見る可きである。かゝる思想は尙其痛烈なる救貧法非難の上に反映してゐる。

## 六

一七九五年英國下層社會の慘狀は其ごん底に達した。麵麩を麵麩をと絶叫する賤民の群集が、王者の馬車を停めた一挿話は其總てを物語つてゐる。時の宰相 PITT は從來の救貧法を修訂して此危機を救濟せんと試みた。移轉の自由、技藝學校の設置、相互組合の組織等其包含する所多種

效果は遊惰の民を激増するの傾向を刺戟した。マルサスは這般の世相に擲聲したのである。以爲らく「英國に於ける救貧法は二個の方法に依り概して貧民の境遇を惡化する傾がある。第一の顯著なる傾向は、給付す可き食物を増加せず人口の増殖を促進する事である。貧民は自己の獨力を以て家族を維持するの能力ありや否やを、殆ど或は全然顧慮せずして結婚する。是れ或る意味に於て救貧法は、其救濟せんとする貧民をそれ自ら製造するものと云ふ可きである。蓋し人口増殖の結果、各個人に對する食糧の分配額は必然減少するが故に、公共の救助を仰がざる勞働者は従前と等量の勞働を以て従前よりも少量の食物を購買するの欲むを得ざるに至り、遂に彼等も亦滔々相率ゐて救貧法の恩恵に浴せんと欲するに至るからである。

第二に救貧院内に在る概して肺甲斐なき輩の

爲に消費せらるゝ食物の分量は、其程度に應じて他の一層勤勉有能の人々に屬す可き分け前を減少するが故に、前同様の作用に依つて救貧を要する寄食者の數を増加せしめるのである。若し救貧院内の貧民の生活が現状よりも安樂となる時は、かゝる金錢の分配法は必然物價の騰貴を誘致し院外の人々の生活を一層沈滞せしむるに至るであらう」と( Malthus: op. cit., Ashley's ed. P. 30)。

以上は救貧法が却てそれ自らの企圖と反對の傾向を助長するに依り是に駁撃を加へたのであるが、更に進んでマルサスはそれが公共の福祉を損ふと云ふ一層社會的見地より愈々深刻なる非難を浴びせてゐる。曰く「公共の扶助に依據する貧民に羞耻の念を抱懷せしむるは私的には冷酷と思はるゝも、かゝる刺戟は人類の大多數の幸福を増進せしむる爲に絕對に必要である。此

す可き部分の履行を爲さぬ。是れ爲さざるにあらず、能はざるものである。斯くて貧民は其貴重なる自由を犠牲に供し、何等の反對給付を報いられない」(P. 37)。要するに「若し救貧法が當初より存在せざりしとせば極めて少數の人々が今日以上に峻烈なる苦惱を経験したであらうが之を社會全般の上より省察する時は、庶民の幸福の總和は現在よりも遙に多量に上つた事は疑を容れざる所である」(P. 35)と云ふのである。

今如上の所論に於て最大多量の幸福を第一義と觀る功利主義哲學がゴドキンと同じくマルサスにも浸潤せし一例を窺知し得ると同時に其結果がゴドキンとは反對に生存權の否認に歸趨する所以も亦看取する事が出来る。次の言辭は雄辯に之を裏書する。曰く「既に占有せられたる世界に生れ出づる者は若し彼れが正當に要求し得可き兩親より其生活資料を仰ぐを得ず加ふるに

刺戟を薄弱ならしむる一切の計劃は、如何に仁慈の觀ありとも畢竟却て其目的に背馳する結果を生ずるものである。若し獨立して其家族を維持す可き期望の僅少なるか或は絶無なるに拘らず公共の救済に依頼して結婚する者あらば、それは常に自己並に其子女の上に不正の不幸を招徠する許りで無く不知不識の間に自己と同一階級に屬する儕輩の全てを禍するものと云はなくてはならぬ。それ故に其家族を扶養し得ざるに結婚する所の勞働者は或る意味に於て其同僚勞働者全般の仇敵と云ふ可きものである」(P. 31)。思ふに英國の救貧法は「自然の事理に照して不可能なる所を徒に成就せんと焦慮し、却て現實の幸福を犠牲に供するものである。爲政家は庶民に此壓制的法典に服従せよ然らば汝等は窮乏を免れんと告げた。庶民は此契約の彼等の履行す可き部分を履行した。然し爲政家は自己の履行

社會も亦彼れの勞働を必要とせざる時は、彼は食物の最少量に對してすら何等の要求權を保有するもので無い。自然の壯大なる饗宴に於て彼れの爲に準備せられたる空席は一つも無い。自然は彼れに退去を命令する。而して彼れが何人かの憐愍に依り其席を讓渡せられぬ限り、自然は即刻其命令を執行する。假に來客中の或る者が起立して彼れの爲に席を設けたとすれば、同様の恩恵に浴せんと欲する者は忽ち續々と現出するであらう。來る者は拒まずとの報道一旦傳播せんか、室は無數の請願者に依つて充滿せられ、饗宴の秩序調和は破壊せられ豊富と見えたる食糧も不足を告げ、かくて場内の各所に食を得ずして憐愍を乞ふ者を生じ、一方亦此室に來らば必ず食糧ありと教示せられたるに拘らず、事實是れ無き爲に立腹せる人々は囂々其非を鳴らし、來客一同の幸福は爲に全く破壊せらるゝ、

であらう。故に饗應の主人公たる神は全ての來客に充分の馳走を爲さん事を欲すると共に、又限り無き來客に向つて洩れ無く支給し得ざるを知るに依り來客既に定員に滿つる時は最早是れ以上の新來者を謝絶する旨の好意的申告を爲すのである。然るに偶々來客が之を無視するは抑々過ちの發端であるが、其過ちは後に悔ゆるも既に遲しと云はなくてはならぬ」(Malthus: op. cit., 2nd ed. pp. 531-532)。

上記の巧妙なる比喩は「人口論」第二版に演述する所であつて、第一版には未だ存せず、第三版以降には削除せられたるも、そは唯恐らくは言辭の峻烈苛酷に失せるを顧慮せる爲であつて、這裡に包含する生存權否認の思想そのものは終生マルサスの胸奥を去る事は無かつたのである。

七

を社會に及ぼすかを既に省察した。随つて當初に享受した土地の分配額に比し過剰となれる家族は、正義に反する事無しに他人の剩餘生産物を要求する事が出来なかつた。斯くして自然の不可抗的法則の爲に或る人々は窮乏に窘めらるゝに至つた。是れ人生の富籤に空籤を抽き當てた不幸なる人々で、其數は之を支持し得る剩餘生産物の額を直に凌駕するものである。然るに人情の常として社會に卓越の地位を占めんと欲し、然も道德上の優秀を以て儕輩に抜んづる事は極端なる例外を除きて頗る難事であるから、剩餘生産物の所有者は必定之を利用して自己の地位名望を社會的に向上せしめんと企圖するのである。爰に於て何人も先づ、他の勞働に堪へ且つ勞働を嫌忌せざる人々を使役して、更に其剩餘生産額を増加せしめんとするに至るは最も自然且つ正當の徑路と云はなくてはならぬ。

マルサスの「人口論」が資本主義經濟學の一原理たる所以は、社會構成の分子たる各個人間に横はる境遇の不平等を獨り不可抗の結果として認容する許りで無く、稍之を歡迎するが如き思想を表白するに當つて最も熾烈に其特徴を發揚するに至つた。

彼は私有財産制並に結婚制擁護論の後、直に語を次で云ふ「此社會に於ける二個の基本的法規たる財産の保證及び結婚制度の一旦確立する時は、境遇の不平等は必然是れに伴はざるを得ない。財産分割發生後の社會に生れ出でたる者は、即ち所有主の既に確定せる世界に來たのであつて、若し其兩親が家族の過多なる故を以て彼等に充分の扶持を給付し能はざる時は、彼等は物皆私有せらるゝ現世に於ては何事をも爲す事は出来ぬ。吾人は土地の生産物に對して各人が平等の分配を要求する時は如何に致命的害悪かくて彼れ自身が愈々其蓄財を増加すると同時に一般社會を利し、大多數の人々に扶助を與ふる事が出来るのである」乃ち知る人類社會は其最も美はしき空想に従へば、仁慈を以て行爲の動因となし、利己を排し、各人の惡質は暴力に訴へずして理性を以て匡正する所の團體であるが、そは自然の法則に基き、極めて短期間内に吾人が現時各國に於て目撃すると大差無き組織、換言すれば資本家と勞働者の二階級に分離し利己を以て成立の主要なる動機とする社會に復歸せざるを得ないのである」(Malthus: op. cit., 1st ed. Ashley's ed. pp. 61-62) 否更に進んで云へば不平等なる状態は善行に對して自然的の報酬を提供し、且つ社會的向上の希望及び下落の恐怖をば廣く一般に鼓舞し普及するが故に、かゝる不平等を存置する社會は疑も無く各人の精力と能力の發揮並に人類の徳性の實現及び發

達に、最も適當せるものと云はなくてはならぬ」(Ibid. 6th ed. Ward & Lock Co.'s ed. p. 320)。要するにマルサスは人類社會の不平等を到底撤去し得ざる自然法則の結果と看做するのみならず、同時に加ふる人生に於ては不平等は寧ろ善なるものと斷するものである。彼は人口の原理は永久に渝らざる自然の範疇であると思惟する結果、是に起因する害惡を可及的輕減する所の私有財産制度も亦永久に搖かす可からざる人の規律たる可しと主張するのである。是れマルサスの「人口論」が資本主義經濟學の最も主要なる一文献を以て目せらるゝ所以である。

爰に於て吾人の注意を喚起す可きは先に彼れが社會改善に對する唯一の指針として認容且つ懲慫せる道德的抑制が、著しく其適用の範圍を減縮せられた事である。蓋し貧富の懸隔を發生存續せしむる現存社會組織を自然且つ最善のものに當り、彼れ自身の外他の何人をも叱責す可き正當の理由を持たぬ。公共の救濟は彼に對して最も峻儼に拒否せらる可く、又私人が慈善的に彼れを救濟するに當りても、人類全體の利益は其極めて控へ目に行はれん事を是非に要求するものである。自然の法則は、即ち神の法則は、彼れ及び彼れの家族が屢々反覆せられたる警告に聽從しなかつた爲に正に餓死す可き事を宣告する。換言すれば彼は其勞働に依つて當然購買し得る分量以上には假令食物の極めて僅少な額に對しても、社會に向つて之を請求し得可き何等の權利を有せざる事若し又彼れ及び其家族が極端なる飢餓の苦痛より免るゝとせば、そは何等かの恩惠者の仁慈に歸す可きものであつて、隨つて彼は是に對して至上の感謝を致す可き關係に在る事を會得しなければならぬ」と

(Ibid. 6th ed. Ward & Lock Co.'s ed. pp.

のと認め、同時に救貧法其他貧者が富者に對する諸種の要求權を一切否認する以上は、富者は其富力の許す限度に於て、幾人の子女を産出し幾人の眷族を支持するも全然其自由なるに反し、貧者に於ては實に其貧なるの故にかゝる自由を有しないのであるから性欲に對する道德的抑制も富者に於ては毫も關知するの必要を見ず獨り貧者の側に於てのみ嚴守す可きものとなる道理である。若し貧者にして其妻子を扶養するの成算無きに拘らず、早婚し或は過産したりとすれば、そは彼れが當然遵守す可き道德的抑制を遵守しなかつた爲であるから其困窮に苦惱するのは自業自得である。即ちマルサスは云ふ「かゝる場合に於ては彼は自然の刑罰たる甚しき困窮に放任し置かる可きものである。彼は最も明瞭且つ正確なる警戒あるに拘らず、誤れる行爲に出でたものであるから其過失の結果を負擔す

486(487)。

如説の論旨を吟味すれば道德的抑制が自然貧者のみの戒律に歸す可きは明白であるが、それは偶々、マルサス自身が辯明の要を認めたるが如く、彼れを以て貧民の結婚を禁制する所の法規を提起せんと庶幾するものゝ如くに誤解せしめた。故に道德的抑制の眞意義を捕捉するには、彼れが之を維持する爲には全然個人の自然的自覺に放任せし一事を特筆するの必要がある。

八

人生觀そのものに於てはアダム、スミスとマルサスの間には莫大の懸隔を存するに拘らず尚後者が前者の亞流を以て目せらるゝ所以は、其社會政策の根柢たる個人的自由の法則を遵奉し放任主義に終始する點に於て兩者共通の思想を抱懐するからである。固よりマルサスは個人主義の一本質たる私有財産組織並に一夫一婦の結

婚制度を以て道德的抑制を奨励する間接手段として極力其保全を主張するも、其眞意は之を以て道德的抑制に關する個人の自然の自覺に便せんとするものであつて、他に何等かの直接積極の法規を制定して該抑制を維持し、促進し、普及せんとするの意向は毫末も無かつたのである。外的拘束に依つて強制せられたる抑制は道德的では無い。個人の自發的精神に發する抑制こそ眞に道德的なる名辭に適はしきものである。且又其效果に於ても法規の力は微弱であつて、個人の自由に放任するに如くは無<sup>ス</sup>。マルサスがさう考へた事は次の所言に依つて明瞭である。曰く「若し何人か、家族を支持し得るの成算無きに拘らず結婚せんと欲する時は彼はさうする事に於て最も完全なる自由を有するであらう。固よりかゝる場合に結婚するは、余をして云はしむれば明かに一の不道德なる行爲なれど

企圖を敢てするも是を實現する事は實際上眞個に彼等の爲し能はざる所である。勞銀が家族を扶養するに不足ならば、それは彼等の國王及び國家がそれより以上の人民を必要とせざるか、又は尠く共彼等を扶養し能はざる明白なる證左である。斯かる場合に彼等が結婚を敢てするのは、決して社會に對する義務を履行する道にあらずして、却て社會に對し無用の負擔を賦課し、同時に彼等自らは求めて貧困に走るものである。彼等は神の意志に背反する行爲を爲し、且つ是が爲に、大部分或は全部回避するを得可かりし慘禍を自ら招徠するものである」(Ibid. 2nd ed. pp. 507-508)。

之を要するにマルサスの「人口論」は第一版に於ては社會に生起する罪惡慘禍を自然に基く不可抗的現象と看做して頗る憂色あり、第二版以降覺束無き乍らに道德的抑制の招入に依り社

も、然も社會自らが之を豫防し或は處罰せんと欲するは不正である。如何となれば自然の法則に依りかゝる行爲に對して設けられたる刑罰は、之を犯せる個人の上に直接に且つ最も峻嚴に落下し來り、而して社會に對しては其者を通じて間接に且つ微弱に影響を及ぼすに過ぎないからである。斯く自然が吾等の爲に支配し處罰せんと務むる場合に、其の自然の手より鞭を奪ひ、憎惡を買ふ可き刑吏の仕事を吾等自ら負擔せんとするは甚だ愚蒙の企圖と云はなくてはならぬ」(Ibid. 6th ed. Ward & Lock Co.'s ed. pp. 486-487)。畢竟「彼等貧民其物が彼等自身の貧困の原因なのである。改善の手段は彼等の掌中に在つて他の何人の掌中にも存しない。彼等の居住する社會並に彼等を統治する政府は此點に於て全然無力である。社會或は政府は如何に熱心に貧民救助を希求し、又之が爲に如何なる

會改善に關する唯一の活路を展開せりと雖、それは一方に於て不平等を必ず隨伴する私有財産制度を是認し、他方に於てかゝる不平等を緩和或は除去す可き生存權並に幸福追求權の一切の要求を否定せるが爲、必然貧者のみに道德的抑制を強要する結果となつた。斯くて彼は一制限手段の追認に依つて其人口の原理に著明の變化を與へし後と雖其舊來の社會組織を墨守して是に發生存續する一切の害惡に關しては全然袖手傍觀の態度を持せんとする點に於ては首尾一貫するものである。彼はゴドキンと正反對に人類の醜惡性に悲觀しながら、或は悲觀する結果として、現存社會制度の當否に關しては之を樂觀するものである。是れ Gide がマルサス及び其使徒を目して「満足せる悲觀論者」(Contented Pessimists と呼ぶ所以である。(Gide and Rist: History of Economic Doctrines. p. 119).

洵にBonarの所言の如く「マルサスのゴドキンに對する論難は修正を経て疑も無く後者に接近せしむるに至つた。蓋し萬人悉く結婚に關し完く慎重に且つ自制を行ふものと假定せば、平等の状態を持續する事の可能なるを承認せし爲である。乍併、「政治的正義」に對する批評としての「人口論」の要旨は別の點に存在する。即政治的制度は苦痛貧困の唯一原因にあらず、否主たる原因にすらあらずして、却て個人こそ其自由放任に委せらるゝと或は國家の抑壓を蒙るとに論無く、其情欲に耽溺する結果吾れと我身の苦痛貧困の因由を爲すものと云ふに在る。マルサスがゴドキンに與へたる書簡の一節に「人口過剰より發生する慘禍を防遏せんが爲には深慮Prudenceの必要なる事を認容したのは、公共の制度に對する是非を轉じて個人行爲の是非に向はしむるものである。而して假令殆ど最惡の形

態に於る政府の下に在りても、其處に多少の競争の自由が存するならば勞働階級は結婚を抑止し、隨つて其人口を減少するに依り忽ち其境遇を改善し得可く、是に反して最善の形態に於る政府の下に在りても、結婚に依つて人口を盛に増加せんか彼等は直に其境遇を惡化する事必定である」と云つてゐる。吾人は是に加ふるにマルサスは此所謂深慮を以て、人類に直接且つ確實なる利益を提供し得るものと看做し、之を以てかの政治的正義に適應するが如く人類を完全に改造する事の迂遠にして又比較的不確實なる利益と相對峙せしむるものなるを附言したいと思ふ」(Bonar: Philosophy and Political Economy 2nd ed. pp. 207-208)。Bagehotが道徳的抑制の追認を以て「人口論」初版に對する論理的自殺であるを斷するのは半面の眞理を道破してゐる。乍併同時に他の重要なる半面を看過するの觀無

きを得ない。ゴドキンは私有財産制度を以て人類の完全性を蔽ふ劣惡極まる制度であると主張しながら、尙此惡制の中に在つて理性の啓發を完成し得るものと確信した。彼はそれ程に人性の樂觀論者であつた。マルサスは多大の危惧を包藏し乍らも兎に角道徳的抑制と云ふ唯一の光明を見出した。然も彼は間接に之を刺戟する所の私有財産制度無しには到底其効果を期待し難きものと思料した。それ程彼は人性の悲觀論者であつた。而して又是れ有るが爲に「人口論」は爾來長年月に亘つて一切の共產主義的或は集産主義的社會改造の企劃に最も勢威有る一障礙を與へ、資本主義經濟組織の謳歌者に最も有利なる一論據を提供するに至りしものである。

以上私は成可く批判的態度を回避して唯マルサス「人口論」の骨子を如實に摘記する事に力めた。固より此他に多量の脾肉があり、而して事

實此脾肉を看過せるが爲に屢々誤まれる擗撃を誘致したのであるが、それは最後の「人口論」批判の章に於て自ら論及の機會に逢着するであらう。是に先立つて少時、「人口論」の根柢を培ふマルサスの哲學思想に一瞥を與へねばならぬ。

備考

トーマス・マルサス論  
 第一章、「政治的正義」に「人口論」前號所載)  
 第二章、「人口論」の原理と政策(本號所載)  
 第三章、「人口論」の哲學思想(次號所載)  
 第四章、「人口論」批判

### 社會思想家としてのジョン・ラスキンの生涯 (二)

奥井復太郎

五

ジョン・ラスキンの生涯は普通一八六〇年を境